

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	「税金」に焦点をあてた小学校社会科政治学習の授業開発
Author(s)	神野, 幸隆
Citation	初等教育カリキュラム研究, 6 : 31 - 40
Issue Date	2018-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/45477
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00045477
Right	Copyright (c) 2018 初等教育カリキュラム学会
Relation	



「税金」に焦点をあてた小学校社会科政治学習の授業開発

神野 幸隆¹

要約

公職選挙法が改正され、いかにして18歳までに主権者としての資質を育成するか、関心が高まっている。一方で、政治的中立性への過度な配慮から、政治学習は、政治制度の学習が中心となり、実社会の論争問題を取り上げる事は躊躇され、教育内容や学習方法の研究は満足に進んでこなかった。そこで本研究では、政治学習の教育内容として取り上げられる「税金」に焦点を当て、なぜ「税金」が扱われるのかを、財政学の研究を参考に、制度や機能面から考察した。全員が納税者であり、主体的な議論につながることはいうまでもなく、租税法律主義を採用する我が国において、税金を扱うことは、議会や選挙などの他の政治機能と関連して指導ができる。さらに、税の徴収や再分配を判断する場面では、公平や正義といった概念を用いながら、国家や社会体制にまで議論を発展させることができるため、税金が授業で取り上げられることが明らかになった。

キーワード：主権者教育，政治学習，税金

1. はじめに

平成27年6月に公職選挙法改正案が可決され、いかにして18歳までに主権者としての資質を育成するのか、そのための政治学習は、どのように実施したらよいのかが注目されている。関心の高さから社会科教育の研究大会では、シンポジウムや課題別研究部会が設定される。そうした会のまとめでは、「高校3年生だけが選挙直前に模擬選挙をして主権者育成を担うのではなく、小学校3年生からの実践の積み上げが必要なのです。むしろ全員が高校へ進学するわけではありません。義務教育修了までに、主権者としての資質は身につけさせたい。」と、系統立てた政治学習の重要性が確認される。

しかし、実際には小玉¹が「政治教育における中立性が、教育を非政治化するための中立性へと転化してしまった」と指摘しているように、政治的中立性の要求が、非政治性への要求として誤解され、教育の脱政治化が行われてきた。よって政治学習では、政治制度は教えるが、実社会の社会問題を教室に持ち込み議論するといったことは、満足に行われてこなかった。18歳に投票権が付与されたのに際し、小・中・高等学校の政治学習では、どのような教育内容や学習方法で授業がなされるべきなのかという授業構成の研究が期待されている。まず、こういった主権者を育成する政治学習に示唆を加えている社会科教育の研究者の論考を参考としたい。木村²は、主権者教育の要点として「税負担者が、税金を使う権限を委託する人を選挙で選び、税金の用途（政策）を監督していくという民主主義の基本的意識を単元の基軸に据えることが不可欠だと考える」という。また池野³も、「税金は法制度の一

¹ 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期 院生

環であるとともに、人々の納税という行為によって推進・維持されるものであるとし、税制は法と政治と経済の交錯する所にある」という。そして、真正な学びに導く教育内容としての税金に着目し、40年前と現在の税金に関する新書本の比較研究を行っている。さらに桑原ら⁴による小中高一貫有権者教育プログラム開発研究では、「税金」「議会」「選挙」を教育内容のキーワードとして選択し、研究を進めている。このように、社会科教育の研究者が政治学習の教育内容として「税金」に焦点を当てた研究を行っていることに示唆を得ながら、本研究は、小学校社会科政治学習において「税金」を取り上げる意義を解明しつつ、授業づくりの方策を具体的に提案していくことを目的としている。この研究目的を達成するための研究方法として、まず財政学や税制学における租税研究を行う。次に、基礎研究で明らかになった税の性質や機能をふまえ、「税金」を組み入れた小学校社会科政治学習の授業モデルを設計し、小単元の開発を試みる。

2. 税に関する基礎的研究

2.1. 「税」の定義。

租税とは、広辞苑⁵において「国家または地方公共団体が、その必要な経費を支弁するために、法律に基づき国民・住民から強制的に徴収する収入」とある。財政学の教科書⁶においては「政府は公共財などのサービスを提供する。その公共支出を賄う財源調達」と定義されている。しかし、L・マーフィーとT・ネーゲル⁷は、「資本主義経済下では、租税は政府と公共サービスに対する単なる支払い手段ではない。租税は、政治システムが経済的正義または分配的正義の構想を実行に移すための手段でもある」という。次節以降では、単に経済学原理だけで捉えることのできない、税の社会的・政治的な側面を考慮にいれ、教育内容としての税金について考えていく。

2.2. 税の社会的・政治的側面

2.2.1. 社会（国家）構想と税制

私たちは、誕生、子育て、教育、就労、疾病、介護など人生の全ステージにおいて、税金を財源とした社会サービスの提供を受けている。また一生のうちの様々なリスク（病気、事故、失業、倒産、障害、家族の死、介護）に際し、税金を財源とした社会保障の給付を受ける。こういったリスクから自由な人間は皆無であろう。諸富⁸は、「租税を論じることは、国家を論じることに他ならない。なぜなら、租税は国家の経済活動を支える財源を提供し、租税の規模やその有り様が異なれば、国家の在り方も異なってくるからである」という。さらに諸富は、「政府が、どのような政策のために租税を課すべきかを考える租税論争は、国家や社会の在り方論争にもつながり、この議論は政治哲学の論争領域とも関連する。政府が行う政策が必要かどうか、各政策の効果はどのくらいなのかについての意見は分かれ、さらに政府は、なぜそのような政策を行うのかという政府の正統性に関する根本問題につながる」という。伊藤⁹も同様に「政府は何をなすべきかを考えることの根底には、私たちはどんな価値を実現した社会で生活をしたのかという、国家像や社会についての理想型が必要である。この社会の理想型は、人によって異なり、対立的でさえある。また社会的富を個々人にどのように分割するのか、そして政府が経済活動に貢献した分として回収する税を誰にどのように負担させるのかを決めることは複雑であり、よって税をめぐる政治的な対立は熾烈きわまるのだ」という。国民がめざす国

や社会の在り方が税制を規定し、税制が国や社会の在り方を規定するという、国家と税制は表裏一体の関係と捉えることができる。国民が、どのような国家や政府、そのための政治体制を望むのかによって、租税体系は連動して変更される。北欧型の高福祉高負担型国家を望むのか、アメリカ型の低福祉低負担の自由主義型国家を望むのか、といった国家の在り方と税体系とは密接に関連している。下記表1に掲載した、租税負担と社会保障負担の国民所得に占める割合である国民負担率を並べて比較してみると、社会像とそのための国民負担（租税）が見えてくる。

表1 国民負担率の国際比較（2010年度 出典 財務省¹⁰）

(%)

国名	日本	アメリカ	ドイツ	スウェーデン
国民負担率	40	31	50.5	58.9
社会保障負担率※1	17.3	8.4	21.9	12.0
租税負担率※2	22.7	22.6	28.6	46.9

※1所得に対する国税，地方税を合わせた総額の割合 ※2所得に対する社会保険料の割合

2.2.2. 政治哲学と再分配

本項は、租税の徴収や再分配機能に関して、公正や公平という哲学的観点を踏まえ考えてみたい。伊藤¹¹は、「政治哲学の公正と公平、正義といった視点から税を捉えるべきであり、租税体系の正しさは、それが構成要素となっている経済制度や法制度の正しさと切り離すことはできない」といい、続けて「経済制度や法制度の正しさは、突き詰めれば政府は何をすべきかを考えることになるし、政府が担う共同目的は何かを問うことになる。その回答の中に租税を位置づけることが税の正義の中心的論点であり、租税の分配や再分配を考える時には、政治哲学の正義の議論に発展する」という。実社会では、社会的富を個々人にどのように再分配するのか、政府が経済活動に貢献した分として回収する税を誰にどのように負担させるのかを決めることは、複雑である。また税制（財政政策）は、固定的ではなく可変的であるため政治的論争となる。さらに、伊藤¹²は「税を考えることは政府が何をなすべきかを問うことである。リバタリアニズム（自由至上主義）のように、治安維持などの最小限に政府の活動を制限し、自由な民間企業における経済活動や市場経済に任せるとする人もいる。一方で安全保障・外交・高齢者福祉・教育・子育て支援まで、幅広く政府が担うべきだというリベラリズム（自由主義）の人もいる。これは小さな政府か、大きな政府が好ましいかという政府規模をめぐる対立である」とも指摘している。さらに橘木¹³は、仮にリベラリズム（自由主義）を信条とし租税の再分配を是として社会保障を考える場合でも、Bentham（ベンサム）の功利主義「最大多数の最大幸福」の視点に立つのか、Rawls（ロールズ）の「最弱者の幸福」の視点に立ち、租税の再配分を行っていくのかでも論争となることを指摘している。

このように、社会サービスの財源である税金は徴収される時には公平さ、再分配される時には公正といった政治哲学を含み込んだ判断がなされる。個々、公正や公平、効率といった正義の概念が異なるだけでなく、社会全体の幸福の最大化なのか、それともいつかは陥る可能性のある最弱者の幸福なのかといった目指す社会も異なっている。よって、税制改革や財政再建の議論は激しい論争を伴い、選挙での政治決着が図られるのだろう。

2.2.3. 再分配の監視者としての市民

「代表なきところに課税なし」は、アメリカ独立戦争を代表する言葉である。アメリカ独立戦争は、母国イギリスが行っていた不当な課税に納得できないことに端を発し、1776年のアメリカ独立宣言につながっていく。現在の日本では、憲法第84条に「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と明記されているように、租税法律主義を採用している。つまりは個々人の課税ベースは、経済学者でも、君主でもなく、立法によって統治されている。この租税法律主義の原則は、議会のみが課税権を有するという法理といえる。本来は、主権者である国民が課税権を有するのであるが、国民の代表機関である議会が国民を代表して課税権を行使している。議会は、租税法律を制定や改廃するというかたちで課税権を行使する。税の徴収は法律の規定による以外に行われ不得ないということであり、その法律を作成する議員は、選挙により国民からの信託を受けている私たちの代表者である¹⁴。つまりは、税を決めるのは、私たち国民といえる。さらに、三木¹⁵は、「税制を憲法の理念にふさわしいものにしていくためには、課税面だけではなく、使途面にもチェックが必要である」と指摘する。税の監視は、私たち一人一人の国民としての役割である。自らが納めた税金をどのように再配分するのか、どこへ活用するのか、増税するのか、国債を発行するのかといった財政政策や税制改革は、選挙での争点となり、私たち有権者は、選挙を通じて税の使用を監視しているのだ。

3. 「税金」に着目した小学校社会科政治学習の授業構成

3.1. 目標

第2章の財政学や租税学の基礎研究をふまえ、小学校政治学習で育成したい目標を教育内容である税金と関連づけ、下記3点とする。

- ①納税者として政策提言したり税の使用を監視したりしようとするなど、どのように税金が社会で使用されるのかに関心をもつ。(関心・意欲・態度)
- ②税を社会のために効果的かつ最適に再分配するかを、公正や公平といった政治的な価値を用いながら、選択したり判断したりすることができる。(思考力・判断力・表現力)
- ③私たちの納めた税金が、市民の願いが実現されていく過程において、どのように使用されているか実際の政治過程をふまえつつ理解することができる。(知識・理解)

3.2. 内容構成

本節では、実社会の政治制度や政治過程に沿って、政治学習の内容構成を試みる。まず出発点は「市民の願い」である。「市民の願い」は、「署名活動」や「議員請願」によって「役所・首長」に届けられる。「調査・協議会」での時間をかけた熟議や説得、調整を経て「計画案」や「予算案」が作成される。その「予算案」は、「選挙」で選ばれた「議員」が集う「議会」にて審議され、可決されると事業化され実現する。ここで取り上げる政治学習の教育内容は、学習者の興味・関心や切実感を高めるため、またインタビューや見学調査が実施しやすい身近な校区や区市町村の社会的論争問題としたい。加えて、市民の税金で賄われている公共財の建設や公共サービスの廃止や継続などの問題としたい。市民の税金が使用されていることから、多様な市民の視点にたった多角的で公正な判断や監視・チェックが必

要となるからである。この税を監視に関することは、実際の授業では、政策吟味・判断学習や政策選択学習と関連するであろう。桑原ら¹⁶による小中高一貫有権者教育プログラム開発研究では、「税金」とともに「議会」・「選挙」をキーワードとしてあげていることを先述した。本項の内容をふまえ「税金」を中心として、「選挙」や「議会」を捉えるならば、「選挙」や「議会」とは、「税金」の使用を正当化し承認する制度や機関と捉えられるのではないだろうか。下記の図1に、税金に着目した小学校政治学習の教育内容を提示する。

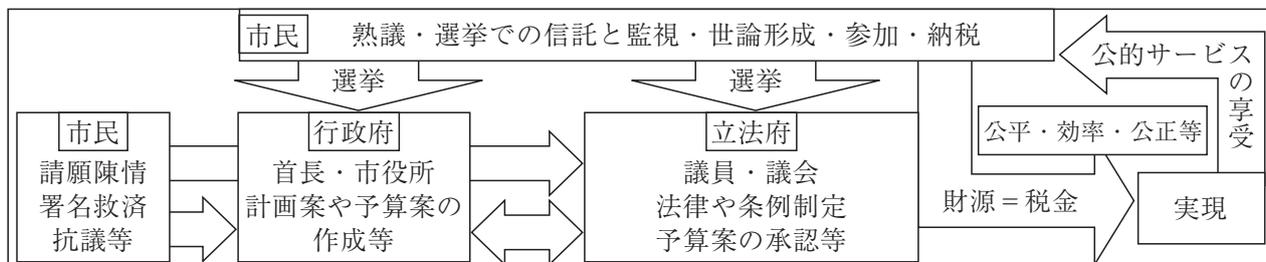


図1 税金に焦点を当てた小学校政治学習の内容構成

3. 3. 「税金」に着目した、小学校政治学習の授業構成

小学校政治学習の目標は、税金の仕組み自体を理解することではなく、社会問題の解決過程を通して、政治制度や政治機能、さらには社会形成者としての役割を学ぶことである。この点に留意しながら、税金に着目した小学校政治学習の授業構成を以下表2に示す。

表2 税金に焦点を当てた小学校社会科政治学習の授業構成「私たちの願いがかなうまで（仮称）」

目標	私達が収めた税金が公共施設の建設や福祉サービスに使用されていることを理解するとともに、よりよく活用されるように、議会や選挙を通じて監視していこうとする態度を養う。	
学習過程	学習活動	学習者の認識内容
【第1次】 社会問題 の認識	○社会的事象と出会う。(地域の社会問題への請願や要求, 被害の把握) ○学習問題の設定と予想をする。	・社会問題の認識 (市民の願いや被害) ・社会問題が発生する背後にある社会的, 経済的な要因
【第2次】 実現過程 の探求	○請願や陳情の内容と理由を調べる。 ○行政側や反対者の意見を調べる。 ○役所の計画案や議会での審議について調べる。 ○反対派との合意内容や合意方法, 裁判での調停内容等を調べる。 ○建設費 (財源) の出所について知る。 ○実現後の社会の変化を読み取る。 ○税金の公正な使用や効果について判断する。	・請願内容 ・賛成者と反対者 (利益享受と不利益享受) の具体的な対立内容 ・計画案や議事録について ・審議会や協議会での討議内容 (担い手・財源・期限・優先順位・被害補償・法律など) ・財源は, 私たちの収めた税金であること ・実現後の効果, 受益者の反応や社会の変化 ・多角的な視点での税金使用の賛否や配分について。
【第3次】 社会参画 意識形成	○市民の願いが叶う過程と政治制度とを関連づけながら振り返る。 ○政治過程における, 国民の役割について考える。	・議会および税金, 選挙の意味や役割 ・主権者として政治に関われる場面と役割 ・願いを届けたり, 権力暴走の監視をしたりする役割

第1次は、社会問題の把握である。授業で取り上げたい社会的事象や社会問題は、財源が税金である公共財の建設や公共サービスの維持や廃止などに関するものである。「誰が、何を社会問題としてなのか。」や「なぜ社会問題となったのか。」といった発問を用いながら事実認識を図っていく。第1次の最後には小単元の学習問題を設定する。学習問題としては「どのように～～が建設されたのだろうか」といった探求型の形となるであろう。

第2次の前半では、市民の願いが実現するまでの政治過程を具体的に探求する。小学生の発達段階を考慮し、実現までに関わった人物へのインタビュー活動など、具体的な人やものを通じて、理解を図っていききたい。後半部分では、本稿第2章で行った財政学や租税学の基礎研究を活かした、価値判断過程が位置付く。租税の再分配と社会の在り方について、多面的・多角的な視点から、用途や配分、優先順位を選択したり、租税使用の効果を判断したりする過程が位置付く。具体的には、「政治で（税金）で行うことなのか、民間で行うべきことなのか。」「公平に使用（再配分）するのか、優先順位などの軽重をつけて使用（再配分）するべきか。」「効果的な租税の利用といえるのか。」といった発問で、税の再配分と社会の在り方を問うていく。

第3次では、社会参画意識形成過程である。第2次までの具体的な事例を振り返りながら、議会や選挙などの政治機能や政治制度の意義や役割を考えていく。また、主権者として、政治に関わる場面や役割を考えることを通して、社会参画意識形成を図っていく。ここでいう主権者としての役割とは、願いを届ける請願だけでなく、税金の無駄使いなどの政治権力を監視する役目も含まれている。

4. 第6学年「安全な暮らしを守る 歩者分離信号ができるまで（仮称）」の単元開発

近年、首都圏の国道で話題となっている歩車分離交差点への改修事案を取り上げる。練馬区をはじめとして、首都圏における環状線やバイパスの多い区市では、地域住民が声を上げ、改修への署名運動を進めている。その背景には、悲しい通学路の事故がある。歩車分離式信号は、歩行者と車両の接触事故を抑えることから、警察庁は2002年9月に「歩車分離式信号に関する指針」を出して、各都道府県警察に対し、積極的に設置するよう要請している。しかし財源や予算は限られているため、なかなか設置は進んでいない。学区の交差点が、どんな契機で、どのように設置に至ったかを調べていくことを通して、請願者は身近な地域の方達であることや財源は自分たちの税金であることに気がついていく。そして租税の効果的な使用がなされているのかを、主権者として選択や判断を行っていく過程を組み入れた単元を開発する。

4. 1. 「安全な暮らしを守る 歩者分離信号ができるまで（仮称）」における授業構成

表3 「安全な暮らしを守る 歩者分離信号ができるまで」における授業構成

学習過程	学習活動	学習者の認識内容	教材・教具
【第1次】 社会問題 認識	○悲しい交通事故の報道 ○地域問題の請願（クレイム）内容を把握する。 ○学習問題の設定	・悲しい事故が身近な場所で発生したこと。 ・住民や市民の要求について。 ・署名活動が行われたこと。	・事故を知らせる報道

<p>【第2次】 実現過程 の認識</p>	<p>○行政もしくは、反対者の意見について調べる。 ○実現手段について調べる。 ○議会での審議について調べる。 ○交通予算の配分や重点について考える。</p> <p>○実現後の社会や暮らしの変化を読み取る。 ○税金を使用して、効果があったのかを判断する。</p>	<p>・賛成者と反対者（利益享受と不利益享受）の対立内容 ・議会、住民協議会の内容 ・議事録や予算案の可決 ・限られた予算の為、使用について、多様な考え方や意見があること。 ・実現後の生活の変化 ・政治制度と具体的な人の営み ・税金使用の賛否や効率的な予算配分について。</p>	<p>・各者の意見 ・陳情書や請願書 ・議会の議事録 ・事業計画 ・予算案</p>
<p>【第3次】 社会参画 意識形成</p>	<p>○私たち主権者の願いが叶う過程をふり返る。 ○税金の役割について考える。 ○政治における、私たちの役割について考える。</p>	<p>・議会や選挙の役割と意義 ・税金の役割 ・市民として政治に関われる場面 ・請願や権力暴走への監視者としての役割</p>	

4. 2. 目標

- ①地域の交差点の安全について関心をもち、社会問題を解決していこうとする意欲をもつ。
- ②市民の納めた税金が、信号機や交差点が設置される過程において、どのように使用されているか政治制度をふまえながら理解することができる。
- ③公正や公平、効率や正義といった社会的・政治的な価値を用いながら、税金を地域安全のために、どのように効果的に再分配するべきかを選択したり判断したりすることができる。

4. 3. 小単元展開（全6時間）

時	過程	◎学習問題○教師による指示や発問	教授過程	・予想される学習者の反応
第一次 ①	社会問題認識	<p>○交差点が新しくなったことを取り上げる。 ○いつ設置・なぜ設置・だれの願いや要望か。 ◎なぜ2丁目の交差点が、歩車分離交差点（信号）に変更されたのか。</p>	<p>T 話題提示 P 応答する T 発問する P 予想する</p>	<p>・どうやら、悲しい交通事故があり、地域の方やPTA、自治会が問題にした。・市役所かな。警察署かな。 ・地域の人（PTAのお母さん達など身近な人）が願いを、議員に相談したらしい。もしくは市役所の道路課に請願を持ち込んだらしい。</p>
第二次 ② ③ ④	実現過程の認識	<p>○インタビューや調査に出かけ、調べてくるよう促す。 ○請願書や署名用紙、および市との議事録を提示する。 ○賛成派と反対派の意見（行政側の意見）の食い違いが実際にあったらしい。お互いの主張は何か。 ○工事費は、どこから出ているのだろうか。 ○効果があったのか、他の選択が良かったのか。 ○限られた交通対策予算を、どのように使用したり、どこへ重点配分したりしたらよいか。</p>	<p>T 意欲付け P 調査する T 資料提示 P 応答する T 資料提示 P 応答する</p> <p>T 発問する P 応答する T 発問する P 応答する</p>	<p>・市議会で取り上げてくれた。 ・市の道路課が計画をたてた。 ・市民と役所とで、何度も話し合いがもたれた。 ・住民協議会や地元説明会も開催された。 賛成派・実際に事故が減るらしい。視覚障害の方も喜ぶ。子どもの登校時間が短くなる。 反対派・改修費が1億円なら、交差点にカメラをつけるなど、もっと安くできる。 ・市民の税金で建設された。 ・税金が適切に使用された。 ・もっと交差点を増やした方がよい。 ・高齢者の事故が多いので、優先的に使うべきだ。</p>

第三次 ⑤ ⑥	社会 参画 意識	○模擬市議会選挙（もしくは、模擬住民投票） ○結果から多数派は、何を重視したのか。 ○税金の役割について考える。 ○私たちが政治に関われる範囲や対象はどこ で、どんな役割が期待されているのだろうか。 ○政治学習のまとめを書く。	P 体験する T 発問する T 発問する P 応答する T 発問する P 応答する P 記述する	・選挙の仕組みを理解できた。・絞るのは難しい。 ・市民の税金なので、安い取り組みを重視した。 ・少しずつ出し合い、願いをかなえていくもの。 ・みんなで出し合い、困った時のお守りみたい。 ・願いを届けるのと、選挙で議員や首長の権力を チェックすること。
まとめ（例）市民の安全への願いが、議会や役所に届き、話し合われて実現していく。そのための費用は、みんなで出し合った税金だ。税金の使い道に関して意見が分かれた場合には、市議会で話し合う。その市議会議員や市長さんを選んでいるのは、私たちが。身近な地域の安全な暮らしは、パトロールの人だけでなく、安全な設備や施設を造る役所の取り組みとの両輪でようになっていくことも分かった。私達の消費税も世の中の役に立っているのだな。				

5. 研究の小活

終章では、研究の成果と今後の実践に向けた示唆を述べる。

第1の成果は、政治学習において税金を教育内容とする意義を明らかにすることができたことである。租税法律主義を採用する日本では、税金は法律や財政政策と関連しているだけでなく、国や社会体制の在り方とも密接に関連付いている。そのため、政治学習で税を取り上げると、政治制度と関連づけて教授できるだけでなく、社会体制まで議論を発展させることができる。また、税金は徴収される時には公平さ、再分配される時には公正さや効率といった政治的価値をふまえつつ議論される。個々、公正・公平といった価値観が異なるため論争学習が展開され、思考力や判断力が育成されるので、政治教育の教育内容として税金を取り上げていることが判明した。

第2は、小学校社会科政治学習の教育内容構成を示し、租税に焦点を当てながら、市民の願いが実現するまでの授業構成案を提示できたことである。地域や学校の所在地、時代毎によって、授業で扱われる社会的論争問題や社会的事象は変化するが、税金および付随する内容をふまえた授業構成を明らかにしたことで、後続のカリキュラム開発への先行研究となるだろう。本研究での租税に焦点を当てた授業構成のポイントは、税金の使用に関して、多面的かつ多角的な視点をを用いて、配分に軽重をつけたり、優先順位を選択したり、税金の使用が公正かつ効率的だったのか判断を行う場面である。このような政治学習が小・中・高等学校と積み上がれば、選挙を通じた租税監視の重要性や権力暴走の抑止が期待されていることへの理解が図られ、将来、投票参加できる市民の育成につながっていくことが期待できる。

今後への示唆は、2点である。

第1は、次期小学校学習指導要領社会科編との関連である。税金が学習指導要領に内容として、どう位置づいているかを把握するだけでなく、社会的な見方・考え方（小学校のみ社会的事象の見方・考え方）との関連で考えてみたい。社会的な見方・考え方は「課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法である」と定義され、小学校では「社会的事象を、位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること」として整理している¹⁷。先述したように、税金を扱った授業の要点は、再配分における割合や重点をどうするか議論である。「時期

や時間の経過」という時間軸で再分配を考えるのが、世代間論争であろう。将来世代と現役世代とリタイア世代との再配分をめぐる葛藤ともいえる。また、「人々の相互関係」で再分配を考えることもできる。社会は多様な市民で構成されており、再配分に関しては、多角的に考える必要がある。さらには、経済優先に配分するのか、社会的弱者の立場をふまえながら再配分するのか、こういった選択・判断する学習において、社会的な見方・考え方は活用される。

第2は、税金を考える上で、2つの前提があったことである。それは「福祉国家」と「国民国家」である。20世紀の日本は大きな政府・福祉国家を前提として、国債を発行してまで財政の拡大を続けてきた。しかし、新自由主義が台頭し財政のプライマリーバランスが求められる中、民営化や民間委託など小さな政府を目指す議論も排除できなくなってきた。もう一つは、グローバル化に伴う国民国家から多文化共生国家への転換である。諸富¹⁸は、従来の政策課税思想の限界について、「従来の税制は、国家・市民・法人が国民国家という土俵の上で活動していることを前提としていた。しかし今後、20世紀型国民国家ではなく、非福祉国家の場合において、グローバル化が押し寄せてきている中、21世紀の国家市民でない市民（移民）との共生について考えなければならない」という。ここ数年、ドイツや英国のブレグジットにおいて、自分が一生懸命働き納めた税金で、中東諸国の難民や南欧の国民を救うべきかについて、国を二分した議論がなされているのを目の当たりにしてきた。受益者と負担者が、自国民でない場合、税に関する議論は、いっそう複雑になるであろう。公正や公平、効率とは違う、人権や多文化尊重といった新たな枠組みで税金も捉える時代が到来していることを示唆したい。

【註】

- 1) 小玉重夫（2007）「第十四条政治教育」浪本勝年・三上昭彦編著「改正教育基本法を考える」北樹出版 p. 91
- 2) 木村博一（2016）『社会科教育』2016年6月号 明治図書出版 pp. 4-5
- 3) 池野範男（2016）「教師のための「真正な学び」研究入門 教材研究のための論文読解比較研究」『学習システム研究第4号』学習システム促進研究センター（RIDLS）pp. 1-12
- 4) 桑原敏典他9名（2015）「小中高一貫有権者教育プログラム開発の方法（1）「選挙」をテーマとする小学校社会科の単元の開発を通して」『岡山大学教師教育開発センター紀要（5）』pp. 93-100
- 5) 新村出（2008）『広辞苑 第6版』岩波書店
- 6) 浅羽隆史（2016）『新版 入門財政学』同友館 p. 119
- 7) L・マーフィー T・ネーゲル 伊藤恭彦訳（2006）『税と正義』名古屋大学出版会 p. 1
- 8) 諸富徹（2013）『私たちはなぜ税金を納めるのか 租税の経済思想史』新潮社 p. 12
- 9) 伊藤恭彦（2017）『タックスジャスティス』風行社 p. 41
- 10) 財務省HP「もっと知りたい税金のこと」http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2507/03.htm（最終閲覧日2017年12月1日）
- 11) 伊藤恭彦 前掲書9) p. 75
- 12) 伊藤恭彦 前掲書9) p. 39
- 13) 橋木俊詔（2007）『政府の大きさと社会保障制度』東京大学出版会 pp. 6-9
- 14) 北野弘久（1981）『納税者の権利』岩波新書 p. 23を参照
- 15) 三木義一（2012）『日本の税金』岩波書店 p. 204

- 16) 桑原敏典他9名 前掲書4)
- 17) 文部科学省 (2017) 『小学校学習指導要領解説社会科編』 p. 6
- 18) 諸富徹 前掲書8) p. 277

【主要参考文献】

- 1) 井堀利宏 (2001) 『あなたが払った税金の使われ方』 東洋経済新報社
- 2) 北野弘久 (1981) 『納税者の権利』 岩波書店
- 3) 神野直彦ほか (2003) 『税とは何か』 別冊環7号 藤原書店
- 4) 高橋利雄 (1994) 『日米の税制改革と租税論の展開』 勁草書房
- 5) 広井良典 (2017) 『福祉の哲学とは何か』 ミネルヴァ書房
- 6) L・マーフィー T・ネーゲル 伊藤恭彦訳 (2006) 『税と正義』 名古屋大学出版会
- 7) リチャード・A・マスグレイブ ジェイムズ・M・ブキャナ (2003) 『税制学と公共選択』 勁草書房

Development of Lesson Focused on Tax in Political Learning for Elementary School.

Yukitaka KAMINO

Graduate School of Education, Hiroshima University

Abstract

The voting age has changed from 20 to 18 years old in Japan. As a result, there is debate about how to increase political literacy. However, due to excessive emphasis on political neutrality in education, political education curricula have not been developed. To contribute to the development of a systematic curriculum in electorate education, this research focuses on tax education. In our country, tax is determined by law. By learning about taxation, students have the opportunity to use philosophical concepts to think, not only about congress and elections, but also about the state and the social system. I conclude by presenting a teaching plan based on this research.

Keywords : Electorate education, Political education, Tax